



2026年2月10日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヤ ク ル ト 本 社
代表 者 名 代表 取 締 役 社 長 成 田 裕
(コード番号: 2267 東証プライム市場)

株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対する現行の株式報酬制度を改定し、新たに業績連動型株式報酬制度の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本改定は、2026年6月開催予定の第74回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）へ付議することとし、本株主総会で株主の皆さまにご承認いただくことを条件としております。詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

記

1. 株式報酬制度改定の目的

当社取締役会は、取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と当社の中長期的な企業価値の増大および株式価値との連動性を一層明確にすることで、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主さまとの価値共有を更に進めることを目的として、対象取締役の株式報酬制度を改定し、業績連動型株式報酬制度を導入したいと考えます。

あわせて、当社は、短期的な業績のみならず、中長期的な企業価値および株主価値の向上に対する意識を一層高めることが重要であるという考え方のもと、改定後の対象取締役の報酬の構成比率については、固定報酬：短期インセンティブ報酬（金銭）：長期インセンティブ報酬（株式）を、現状の70：15：15から60：15：25へと変更し、株式報酬の比率を引き上げる設計としたいと考えます。

2. 株式報酬制度改定の概要

- (1) 株式報酬制度について、現行の非業績連動型株式報酬のみの制度を、非業績連動型株式報酬および業績連動型株式報酬からなる株式報酬制度へ改定いたします。
- (2) 非業績連動型株式報酬および業績連動型株式報酬については、今般、新たに導入する「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下、「本制度」といいます。）を活用し、対象取締役の職責および当社の中長期的な業績、企業価値向上への貢献度等に応じて株式を支給するしくみといたします。

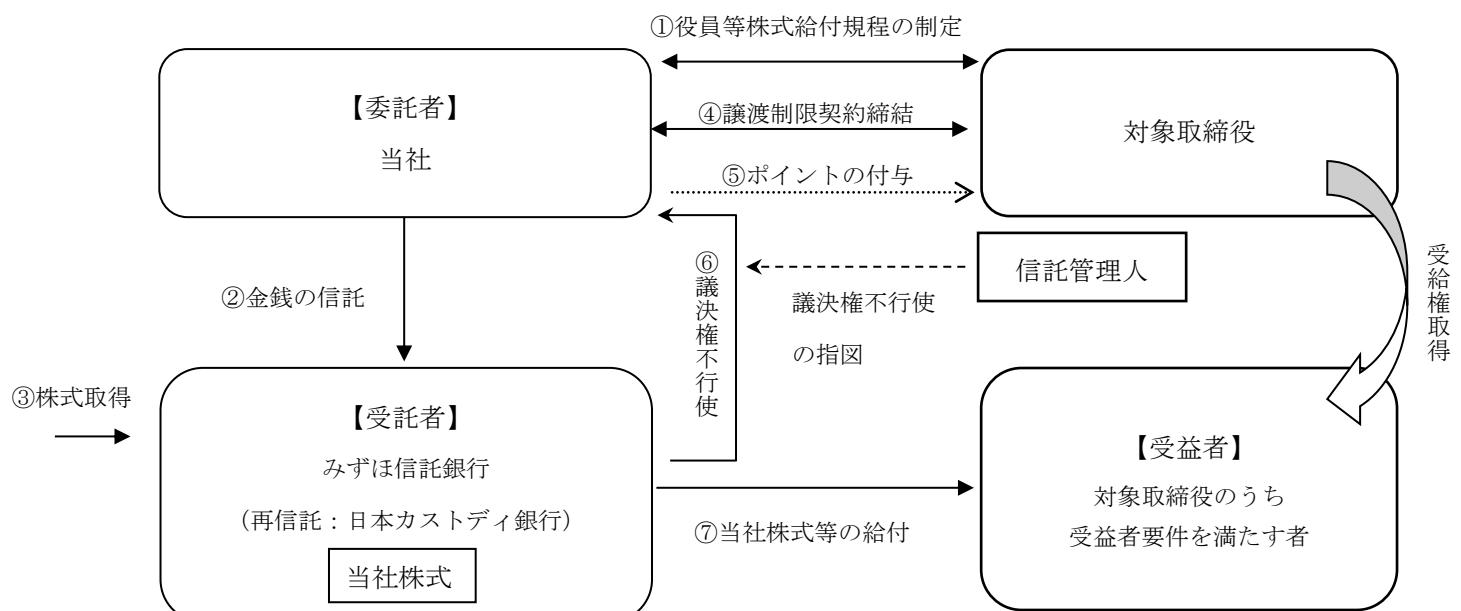
なお、業績連動型株式報酬の算定指標については、資本効率性、株主さまとの価値共有、人的資本経営等の観点から、「ROE」「相対TSR」「社員エンゲージメントスコア」を用いる予定であります。

3. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象取締役に対して、当社が定める「役員等株式給付規程」に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象取締役が当社株式の給付を受ける時期は、非業績連動型株式報酬については、原則として毎年一定の時期とし、業績連動型株式報酬については、あらかじめ定める業績測定期間終了後の一定の時期とします。また、対象取締役が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として当該取締役の退任時とします。

対象取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、対象取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、対象取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

＜本制度の仕組み＞



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員等株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 対象取締役は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、および一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、「役員等株式給付規程」に基づき対象取締役にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、対象取締役のうち「役員等株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象取締役が「役員等株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。